

危険ブロック塀等安全対策工事費補助制度

大きな地震等により塀が倒壊すると、人身への被害だけでなく避難や救助活動にも支障をきたす恐れがあります。

藤沢市では、地震等による災害を未然に防止するため、道路に面する危険なブロック塀等の撤去や、安全な工作物等に改修する費用の一部を補助します。



1. 補助の対象となるブロック塀等

戸建て住宅に附属して道路に沿って設置され、

- (1) 長さ1m、道路からの高さが1mを超えるもの
または、

- (2) 擁壁の上であって、長さ1m、擁壁を含む道路からの高さが1mを超えブロック塀等の高さが60cmを超えるもの

※ブロック塀等：コンクリートブロック塀、万年塀、石積塀等又はこれらを組み合わせた塀

2. 補助の対象となる工事

- (1) ブロック塀等を撤去する工事
(2) ブロック塀等の道路からの高さを40cm以下に減じる工事
(3) 上記(1)または(2)に続いて、安全な工作物等に改修する工事

※安全な工作物：フェンス、生け垣、四ツ目垣、竹垣など

※前面道路幅員が4m未満の場合や擁壁上のブロック塀についてはご相談ください。

(別紙参照)

3. 補助申請ができる方(次の全てに該当する方)

- (1) ブロック塀等がある戸建て住宅を所有し、かつ当該住宅に居住している
(2) 市税の滞納がない (居住者が1親等の親族の場合も含む)

4. 補助金額

補助対象工事費(消費税込)の2分の1(上限額30万円。千円未満切捨て)

※但し、藤沢市津波避難計画に定める「津波避難路」沿いのブロック塀等については、補助対象経費の4分の3(上限額45万円)となります。

5. 注意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は補助の対象外となります。

- ① 販売や収益を目的として整地や解体等をする際にブロック塀等の撤去を行う場合
② 補助金交付決定の前に工事着手している場合
③ ブロック塀等に対して、他の助成や補償を受けている場合(狭あい道路整備事業など)

- (2) 補助金を利用して設置した安全な工作物等は、原則として設置後5年間は譲渡や処分等できません。

6. 平成30年度 手続きの流れ

(事前相談) ※防災政策課までお気軽にお問い合わせください

(1) 補助金交付申請書提出

期間：4月10日(火)より受付開始(土・日・祝日を除く)

時間：午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

場所：藤沢市役所本庁舎7階 防災政策課

(市民センター・公民館、郵送、FAXでは受付できません)

◎申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書※
- ・現住所確認書類(免許証、健康保険証等)の写し
- ・配置図(周囲の道路幅員記載)
- ・施工業者の見積書の写し
- ・施工前のブロック塀等の平面図、立面図及び写真
- ・安全対策工事の計画平面図、立面図、断面図(撤去のみの場合は不要)
- ・家屋に係る平成30年度納税通知書・課税明細書(家屋)の写しまたは固定資産(家屋)評価証明書
- ・市税の納付状況確認同意書※ 等

※申請書等の指定用紙は、防災政策課、市民センター・公民館で配布しているほか、市ホームページからダウンロードもできます。

- ・先着順にて受け付け、予算に達した場合は受付終了となります。その際は、ホームページ等でお知らせします。

補助金交付決定通知

決定通知を受けた後に契約・工事着手して下さい

(2) 工事着手

工事を変更・中止する場合は、変更申請書を提出して下さい

工事完了

(3) 完了届兼実績報告書提出

平成31年3月29日までに提出して下さい

書類審査・現地確認

(4) 請求書提出

補助金交付

指定された本人口座に振り込みます

◎実績報告に必要な書類

- ・完了届兼実績報告書
- ・施工後の平面図、立面図及び写真
- ・施工業者との契約書等の写し及び領収書の写し 等

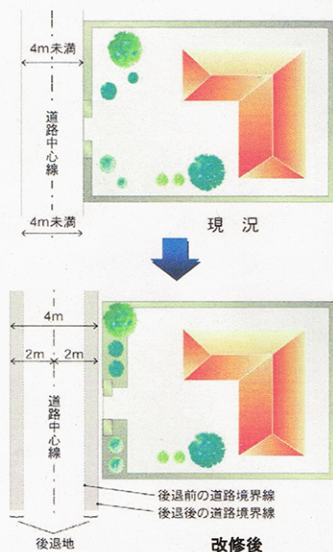
◎この補助制度に関するお問い合わせは、

防災安全部 防災政策課(本庁舎7階)まで

TEL 0466-25-1111 (内) 2404

別紙

○前面道路の幅員が4m未満の場合



危険ブロック塀等安全対策工事費補助制度では、幅員が4m未満の道路に面したブロック塀を改修する場合、新たなフェンス等は所定の位置まで後退して設置してください。

(既存ブロック塀の撤去のみの場合は除く)

なお、藤沢市では、上記補助制度とは別に、市道を4m以上に拡幅し整備することにより生活道路の機能向上を図ることを目的として、

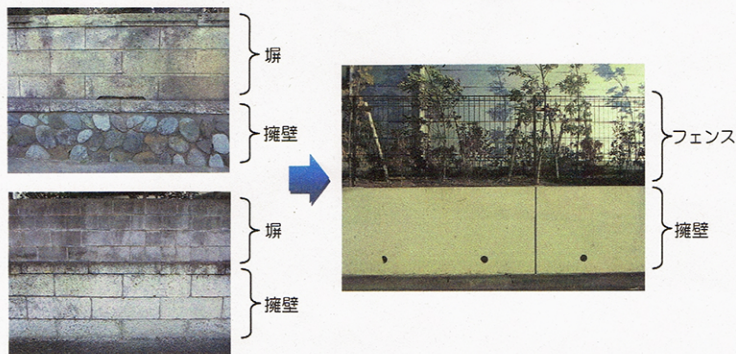
- ①後退工事費の補償
- ②後退地等の整備
- ③後退地等の取得や使用

を行う「狭あい道路整備事業」もあります。

(所管課：道路管理課狭あい担当)

上記の制度は、重複して利用することはできません。

○道路と敷地に高低差がある場合



補助を受けてブロック擁壁、石積み擁壁等の上に建つブロック塀等を改修する場合は、あわせてコンクリート製の安全な擁壁に改修してください。

詳しくは、防災政策課窓口（市役所本庁舎7階）にご相談ください。

第1号様式（第6条関係）

危険ブロック塀等安全対策工事費補助金交付申請書

		年	月	日
(あて先) 藤 沢 市 長				
		住 所		
申請者	姓 氏 名			印
	電話番号			
藤沢市危険ブロック等安全対策工事費補助金の交付を受けたいので、藤沢市危険ブロック等安全対策工事費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。				
ブロック塀等が附属する住宅の所在地	(地番) 藤沢市			
設置等の区分	☐ 撤去 ☐ 撤去及び設置			
対象工事の見積額	円 (税込)			
補助金交付申請額	_____ 円			
工事予定期間	着手完了	年	月	日
添付書類	☐ 住所確認書類(運転免許証、健康保険証等の写し) ☒ 案内図 ☐ 配置図(周囲の道路幅員がわかるもの) ☐ 施工前のブロック塀等の平面図、立面図 ☐ 施工前の写真(全景がわかるもの) ☐ 施工業者の見積書の写し ☐ 対象となる戸建て住宅の固定資産(家屋)評価証明書 又は 家屋に係る補助金交付年度の納税通知書(課税明細書含む)の写し ☐ 市税の納付状況確認同意書(第2号様式) ☐ 安全対策工事の計画平面図、立面図及び断面図 ☐ その他()			

第2号様式（第6条関係）

市税の納付状況確認同意書

年 月 日

（あて先）藤 沢 市 長

（ブロック塀等の所有者）

住 所

ふりがな
氏 名



私は、藤沢市危険ブロック塀等安全対策工事費補助金交付要綱第6条第7号の規定により、市税の納付状況を確認することについて同意します。

※事務処理欄

以下は記入しないでください。

危険ブロック塀等安全対策工事費補助金交付申請に係る調査票

担当課	納税課
税名	市税全般
滞納の有無	有 ・ 無
確認印	
確認年月日	. .

上記について、確認をお願いします。

年 月 日

（あて先）
納税課長

防災政策課長